

常任委員会報告

総務財務委員会

9月定例会付託議案審査

議第85号 「三原市地方活

力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について」

【要旨】企業の本社機能の移転、または拡充により地方活力の向上を図ることを目的として、地域再生計画の本市区域内において、特別償却設備を新設し、または増設した事業者に対して課する固定資産税の特例を定めるため、条例を制定するもの。

【主な質疑の内容】

【問】不均一課税における優遇税率の考え方は。

【答】税率の設定については、各自治体に委任されており、この不均一課税による固定資産税の減収に対しては、国からの地方交付税により補填されることとなる。

本市の優遇税率は、その減収補填の対象割合を最大限活用することで、事業者にも有利になるよう働かせるという考え方で設定している。

議第86号 「財産の取得について」

【要旨】高規格救急車を更新、取得する契約の締結について、議会の議決を求めるもの。

【主な質疑の内容】

【問】車両の購入と資器材の購入をひとつの契約とし、一括発注をした理由は。

【答】過去の入札において、車両と資器材を分離発注とした経緯もあるが、一括発注と比較して、合計した購入金額が割高になる傾向がある。また、車両販売業者が資器材を調達し、整備することも可能であり、仮に分離発注とした場合においても、車両と資器材の両方を同一の業者が落

札することもあるため、ひとつの契約のほうが望ましいという判断のもと、一括発注としたものである。

議第87号 「財産の処分に

【要旨】館町二丁目に所在する土地及び建物を、一般競争入札で落札した者に売り払うため、財産を処分することについて、議会の議決を求めるもの。

【主な質疑の内容】

【問】売却時に市が設定した活用条件にかかわる、転売を想定した場合のリスク回避は。

【答】売却契約の中には、転売する場合には、新しい購入者に対して、活用条件を遵守する旨の条項を設けること、また、それに違反した場合には、市に

違約金を支払うこととする内容を今回の売買契約書に明記している。

このことにより、万が一転売されることになった場合においても、市の設定した活用条件は、担保されるものと考えている。

【採決】

採決の結果、議第85号ほか2件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



売却する土地・建物

経済建設委員会

9月定例会付託議案審査

議第90号 「三原市久井・大和工業団地用水供給施設設置及び管理条例の一部改正について」

【要旨】大和工業団地内の簡易水道整備に伴い、大和工業団地用水供給施設の運用を廃止するため、条例の一部を改正するもの。

【主な質疑の内容】

【問】大和工業団地における簡易水道への転換による水源の一元化が、地域の供給水量に与える影響は。

【答】工業団地内での1日当たりの平均使用量は、およそ250m³であり、工業団地を含めても大和地域の簡易水道の水量としては、十分賄える。

議第91号 「三原市特別会計条例等の一部を改正する等の条例制定について」

【要旨】平成29年3月31日をもって簡易水道事業を廃止し、水道事業に統

合することに伴い、関係条例を一部改正、廃止するもの。

【問】簡易水道事業の今後の財源確保は。

【答】事業に対する国庫補助は、今年度で終了するが、事業進捗の遅れなど、一定の条件を満たしていれば、平成31年度までは、延長されることになっている。また、過疎債等の有利な財源の適用について、全国市長会や日本水道協会等を通じて、国へ要望していく考えである。

【採決】

採決の結果、全員一致提案理由を了とし、原案どおり可決した。



廃止される大和工業団地用水供給施設

9月定例会付託議案審査

議第88号「三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」

【要旨】生活環境委員制度を見直すとともに、事業系一般廃棄物処理手数料の徴収について、現行の100kg当たり700円から、10kg当たり1300円に改定するため、本市条例の一部を改正したいとするもの。

【主な質疑の内容】
問 今回の改正について、許可業者への周知方法、また、ごみの分別区分細分化の徹底方法については。
答 許可業者への周知方法については、今年7月中旬に許可業者に対して説明会を行い、事業系ごみの現状と課題及び展開検査の実施、手数料改定、分別区分の細分化等、ごみの減量化・再資源化を図る市の方針について説明を行った。また、ごみの分別区分細分化の徹底方法として、搬

入時の展開検査を7月末から始めており、今後とも順次実施する。細分化については、10月に再度説明会を行い、その際分別のガイドブックを配布するなど、周知を徹底していく。
問 生活環境委員制度の具体的な見直し内容については。
答 生活環境委員について条例上は廃止し、改正後は住民組織に主な活動は移行するが、制度については引き続き要綱で維持していく。
問 住民組織への費用の助成については。
答 今までは非常勤特別職である生活環境委員個人に報酬が支払われているのに対し、ごみ分別等にかかる地元負担相当分を住民協力費に上乘せしめて町内会に交付する。

援施設、通称「ぼぼら」は、所期の目的を達成したため、本施設にかかる設置及び管理条例を廃止することについて議会の議決を求めたいとするもの。
【主な質疑の内容】
問 現在の施設利用者に対する対応は。
答 来年4月以降も継続して施設を利用される児童の保護者に対しては、個別に説明を行っている。今後、ほかの事業所への転所にあたっては、相談支援専門員と連携しながら、見学等をしていただいで、希望される事業所を利用できるように調整していく。

【採決】
 議第88号については、起立採決の結果、賛成多数で可決。また、議第89号については、全員一致で可決した。

議第89号「三原市障害児通所支援施設設置及び管理条例の廃止について」
【要旨】民間の事業所による障害児支援体制が整備されたことなどに伴い、三原市障害児通所支

三原市障害児通所支援施設「ぼぼら」



三原市障害児通所支援施設「ぼぼら」

平成28年12月定例会 開催予定

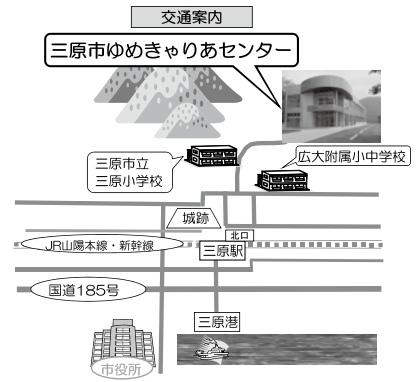
(平成28年9月21日現在)

月	日	曜	開会予定時刻	会 議
12	6	火	10時～	本会議 開会
	8	木		本会議 一般質問
	9	金		常任委員会 (総務財務委員会)
	12	月		常任委員会 (厚生文教委員会)
	13	火		常任委員会 (経済建設委員会)
	14	水		補正予算特別委員会
	15	木		本会議 閉会
19	月	14時～	本会議 閉会	

議会が仮庁舎へ移転しました

新庁舎の建設に伴い、議会は仮庁舎（館町：ゆめきやりあセンター）へ移転しました。

新庁舎開庁（平成31年5月を予定）までの一時移転となります。



住所 三原市館町2丁目5番2号
 電話番号 議会事務局 (0848)67-6137

仮庁舎での市議会傍聴のご案内

○本会議の傍聴

本会議を傍聴される方は、仮庁舎1階東側の入口をご利用ください。本会議の傍聴は、議場入口で受付をした後、傍聴券を受け取って入場してください。

○委員会の傍聴

委員会を傍聴される方は、議会事務局で受付をした後、2階委員会へ入室してください。

本会議傍聴入口のご案内

